別記様式(第 2 条関係)

路 外 駐 車 場 設 置 （ 変 更 ） 届 出 書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 月 日  墨 田 区 長 あて  （駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）  駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。 | | | | | | |
| 1 駐 車 場 の 名 称 | | |  | | | |
| 2 駐 車 場 の 位 置 | | |  | | | |
| 3  規  模 | イ 駐車場の区域の面積 | | 平方メートル | | | |
| ロ 駐車場の用に供する部分の面積(Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ) | | 平方メートル | | | |
|  | a 建築物である部分 | 駐車の用に供する部分の面積(Ａ) | 一般公共の用に供 す る 部 分 | 四輪車（注）専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 特定自動二輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数 台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数 台 |
| 小計 | 平方メートル |
| それ以外の部分 | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 特定自動二輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数 台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数 台 |
| 小計 | 平方メートル |
| 車路等の面積(Ｂ) | 平方メートル | | |
| b 建築物でない部分 | 駐車の用に供する部分の面積(Ｃ) | 一般公共の用に供 す る 部 分 | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 特定自動二輪車  専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数 台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数 台 |
| 小計 | 平方メートル |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3  規  模 |  | b 建築物でない部分 | | 駐車の用に供する部分の面積(Ｃ) | | それ以外の部分 | | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 特定自動二輪車  専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数 台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数 台 |
| 小計 | 平方メートル |
| 車路等の面積(Ｄ) | | 平方メートル | | | |
| 駐車の用に供する部分の面積の合計  （Ａ＋Ｃ） | | | | 一般公共の用に供 す る 部 分 | | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 特定自動二輪車  専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数 台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数 台 |
| 小計 | 平方メートル |
| それ以外の部分 | | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 特定自動二輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数 台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台 台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数 台 |
| 小計 | 平方メートル |
| 4  構  造 | イ 建 築 物 で あ る 部 分 | | | |  | | | | |
| ロ 建 築 物 で な い 部 分 | | | |  | | | | |
| 5  設備 | イ特殊の装置 | | a 特 殊 の 装 置 の 有 無 | |  | | | | |
| b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による認定の概要 | | 認 定 の 番 号 | |  | | |
| 特 殊 の 装 置 の名 称 等 | |  | | |
| ロ そ れ 以 外 の 設 備 | | | |  | | | | |
| 6 附 帯 業 務 の た め の 施 設 | | | | |  | | | | |
| 7 従 業 員 概 数 | | | | |  | | | | |
| 8 供 用 開 始 ( 予 定 ) 日 | | | | | 平成 年 月 日 | | | | |

(注)

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号のうち、特定自動二輪車以外のもの。